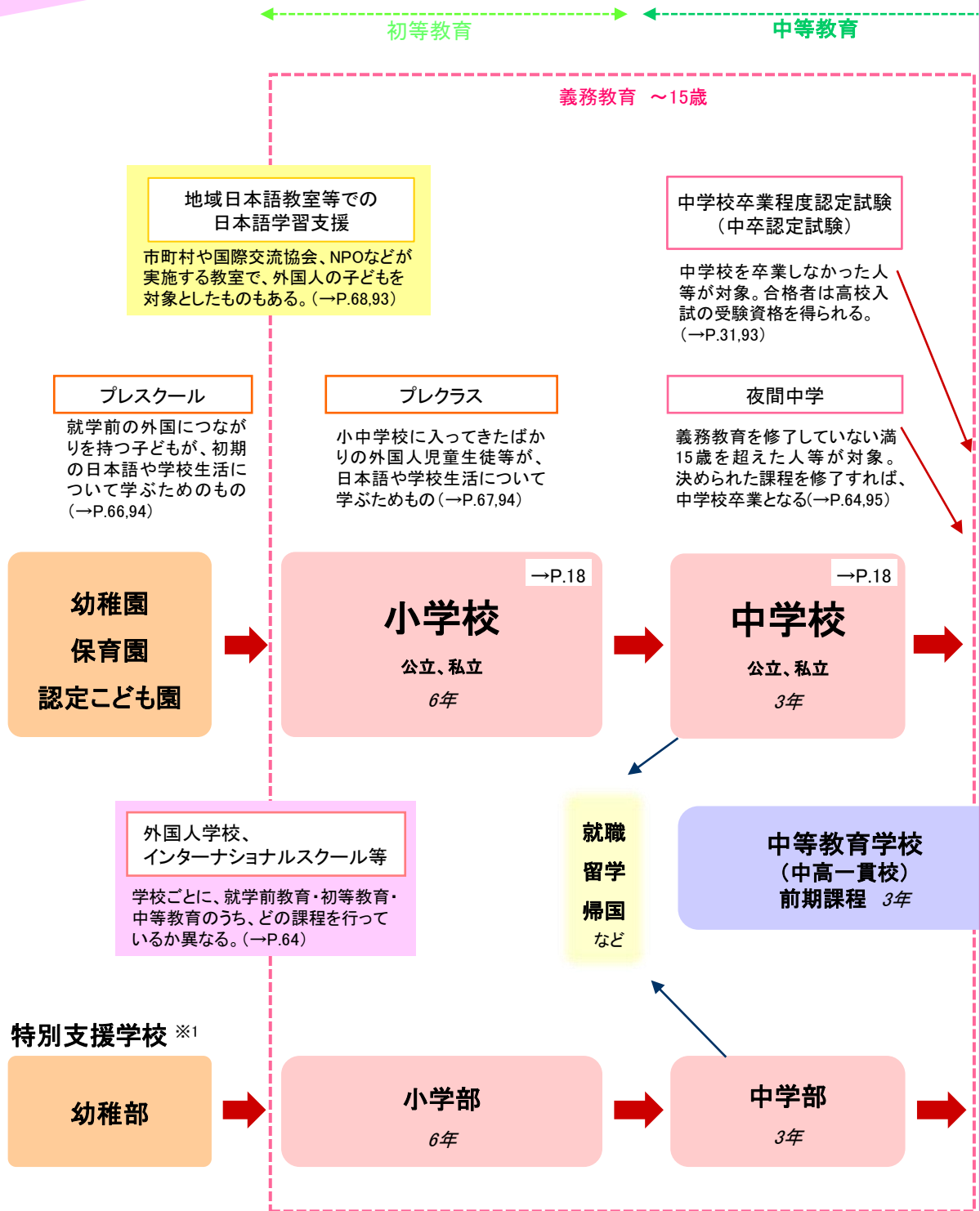




第2章

学校・教育に関する制度

日本の学校について



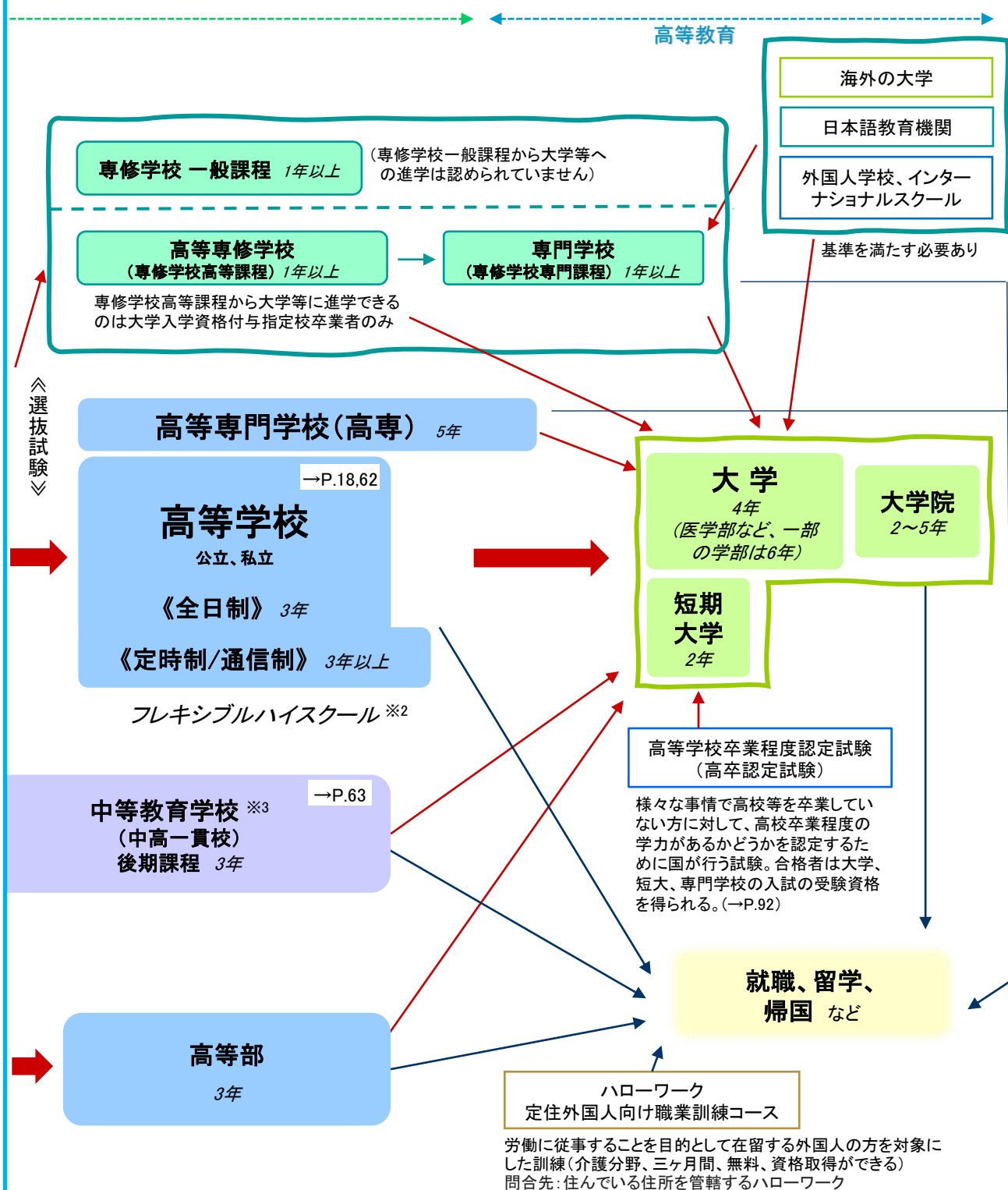
※1 特別支援学校

障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

【対象障害種】視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)

【相談先】住んでいる市町村、または愛知県総合教育センター

特別支援教育相談研究室 電話0561-38-9517 月曜日～金曜日 9:00～17:00



※2 フレキシブルハイスクール

愛知県教育委員会が実施している全日制単位制、昼間定時制、通信制の3課程をフレキシブルに行き来して学べる新しいタイプの高等学校(→P.39, 62)

※3 外国にルーツのある生徒の能力、可能性を引き出す「中高一貫校」

愛知県教育委員会が計画している中高一貫校で、外国人生徒の学習活動や学校生活の支援を特色とする。2026年4月、西三河地区に開校予定。(→P.63)

学校の種類による違い

◆ 小中学校

入学	費用	その他
公立	・授業料: 無料 ・教科書: 無償で支給される ・教材費など負担あり	・授業は日本語で行われ、日本語力の低い子どもは別途、プレクラス(初期指導教室)などで日本語習得が必要 ・中学校を卒業すれば、高校への入試受験資格が得られる ・市町村により受入体制や方針が異なる
私立	・授業料: 50万円前後 ・教材費や入学金など負担あり	・授業は日本語で行われる ・外国人児童生徒の受入については、学校ごとに判断される ・中学校を卒業すれば、高校への入試受験資格が得られる
外国人学校／ インターナショナルスクール	・授業料: ブラジル人学校 …40万円程度/年 インターナショナルスクール …～280万円前後/年 (学校により幅がある) ・教科書: 自己負担 ・その他の教材費や入学金など負担あり	<u>外国人学校</u> ・授業は母国語で行われるため、日本語力の低い子どもでも入学できる ・母国のカリキュラムによる教育を行うため、帰国した際、現地の小中学校への転入や高校進学が比較的容易 <u>インターナショナルスクール</u> ・授業は主に英語で行われるため、日本語力の低い子どもでも、ある程度の英語力があれば入学できる ・国際バカロレア資格を取得できる学校もある <u>共通</u> ・学校数はあまり多くなく、遠方から通う場合は難しい。親が送迎する必要がある学校もある ・愛知県の公立高校への進学を希望する場合は、中学校卒業程度認定試験に合格し、受験資格を取得するか、夜間中学を卒業する必要がある(受験資格を認めている自治体もある)

◆ 高校

入学	費用	その他
公立	・授業料: 約12万円/年 ※就学支援金制度対象 ・教科書: 自己負担、定時制・通信制では条件付きで無償支給 ・その他教材費や入学金など負担あり	・入試および授業は日本語で行われる ・一部の全日制高校では外国人生徒を対象とした特別入学枠がある(→P.25, 26, 62) ・定時制高校の入試では、ルビ付きで学力検査を受けられるなど、外国人生徒のための入試特別措置がある(→P.25, 26) ・中高一貫校もある
私立	・授業料: 40万円前後/年 ※就学支援金制度等対象 ・教科書: 自己負担 ・その他の教材費や入学金など負担あり	・授業は日本語で行われる ・外国人生徒の受入については、学校ごとに判断される ・中高一貫校もある
外国人学校／ インターナショナルスクール	・授業料: ブラジル人学校 …50万円程度/年 インターナショナルスクール …200万～300万円前後/年 ・教科書: 自己負担 ・その他の教材費や入学金など負担あり ・一部の学校は、※就学支援金制度の対象	<u>外国人学校</u> ・授業は母国語で行われるため、日本語力の低い子どもでも入学できる ・母国のカリキュラムによる教育を行うため、帰国した際、現地の高校への転入や大学進学が比較的容易 <u>インターナショナルスクール</u> ・授業は主に英語で行われるため、日本語力の低い子どもでも、ある程度の英語力があれば入学できる ・国際バカロレア資格を取得できる学校もある <u>共通</u> ・学校数はあまり多くない

※高等学校等就学支援金(→P.40):

全世帯のうち約8割が対象となる制度で、受給資格に該当すると、公立高校では授業料が無償になります。私立では一部負担が生じます。(詳しくは、愛知県教育委員会事務局財務施設課、各私立学校へお問い合わせください。)

就学支援金の利用のためには、申請が必要です。

◆ 大学等

入学	費用	その他
国公立大学	・初年度授業料等:約54～64万円/年 ・入学金:約28～39万円 ・教科書、その他教材費は自己負担	・正規課程の修業年限は通常4年だが、医学・歯学など6年のものもある ・学位取得を目的としない短期留学制度あり ・書類審査、個別学力検査、面接、日本留学試験*、日本語能力試験、大学入学共通テストなど、複数組み合わせで試験を行う ・外国人(留学生)向けの特別な入試を行っているところが多い ・国立大学法人に関しては、外国人留学生の受け入れのための環境の整備その他の事情を考慮して特に必要があると認める場合は、外国人留学生の授業料等を自由に設定できる
私立大学	・初年度授業料等:約112万円/年(学部により異なる) ・入学金:約24万円(学部により異なる) ・教科書、その他教材費は自己負担	
短期大学	・初年度授業料等:(公立)約38万円/年、(私立)約73万円/年(学部により異なる) ・入学金:(公立)23万円、(私立)約24万円 ・教科書、その他教材費は自己負担	・修業年限は通常2年(医療技術・看護等は3年) ・書類審査、個別学力検査、面接、日本留学試験*、日本語能力試験、大学入学共通テストなど、複数組み合わせで試験を行う ・外国人(留学生)向けの特別な入試を行っているところが多い
高等専門学校	・初年度授業料等:約25万円/年 ・入学金:約8.4万円(私立高専の授業料・入学金は学校により異なる) ・教科書、その他教材費は自己負担	・中学校卒業後、5年間(商船は5年6か月)教育を行う学校 ・修了すると準学士の称号が得られる ・国立高専では、全国の高専の共同選抜試験で入試を実施している。
専門学校	・初年度授業料等:約50～150万円/年 ・入学金:約20万円 ・教科書、その他教材費は自己負担	・職業や実生活に必要な知識・技術・技能の習得などを目的とした教育機関 ・日本語能力試験(→P.94)N1またはN2レベルなど、日本語力についての要件を満たしている必要がある ・修業年限は、1～4年(専門士は2年以上、高度専門士は4年以上、かつ別途要件あり)
日本語教育機関	・初年度授業料等(入学金含む):平均40～100万円/年 ・教科書、その他教材費は自己負担	・設置者や目的、入学資格等により、以下の3種類がある。 ①日本語学校 ②私立大学・短大留学生別科 ③大学院・大学(学部)・短大の日本語関連学科 ・1～2年間で、集中的に日本語を学ぶ ・選考は面談、書類審査等で行われる

* 日本留学試験(EJU): 日本留学試験とは、留学したい人のための日本語力と基礎学力(理科・総合科目・数学)を測る試験で、日本の大学(学部)等への入学選考試験として930以上の大学等に利用されています(2024(令和6)年12月現在)。受験するために、日本に行く必要はなく、海外13の国・地域の17都市で受けられます。

【日本の高校を卒業していない人が日本の大学に入学するための主な基本要件】

以下のいずれかの基本要件を満たしている必要があります。

- ① 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- ② 外国において、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格し、18歳以上の者
- ③ 日本において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者
- ④ 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEA、国際Aレベル、欧州バカロレア資格を保有する者
- ⑤ 国際的な評価団体(WASC、CIS、ACSI、NEASC、Cognia、COBIS)の認定を受けた教育施設の12年の課程を修了した者
- ⑥ 高等学校卒業程度認定試験に合格した者(18歳に達していないときは、18歳に達した日の翌日から認定試験合格者となる。)
- ⑦ 大学において個別の入学資格審査により認めた18歳以上の者
- ⑧ 文科大臣が指定したウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、スーダン、ベラルーシ、ペルー、ミャンマー、またはロシアの課程を修了した者

※ ①～③について、12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了する必要があります。

最新の情報については、文部科学省ホームページで御確認ください。

「大学入学資格について」 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314.htm

外国人の子どもが公立小中学校へ入学・編入学する時の手続き

ここでは、外国人児童生徒が日本の公立の学校へ入学・編入学する際の手続きについて紹介します。個別によく聞き取りをして、情報収集するなど、適切な対応を心がけてください。

日本の公立小中学校に入るとき

日本に住む外国人の子どもは、就学年齢※になると、次のいずれかを選択して入学することとなります。

- 日本のカリキュラムに基づいた居住地の公立小中学校
- 母国のカリキュラムに基づいた外国人学校、インターナショナルスクール

<日本の学校と外国の学校の違い>

制度的な違い

- ・ 義務教育の開始年齢と期間
- ・ 教育課程
- ・ 学校年度
- ・ 受験制度(高校進学に受験が不要な国がある 等)
- ・ 教育に係る費用負担(公立は給食費が無料 等)

文化的な違い

- ・ 宗教(男女が共に学ぶことが認められていない文化圏がある 等)
- ・ 登下校の方法(スクールバスや親の送迎が一般的 等)

日本の学校では、子どもは年齢により学年が決まります。外国人学校や外国の学校から編入学する時には、学校の学年と一致しないことがあるので、外国人の子どもや親にしっかり理解してもらう必要があります。また、様々な理由から義務教育課程を修了していない場合、市町村教育委員会の判断により公立中学校での受け入れが可能な場合があります。(→P.37「3(3) 受け入れ学年の決定等」)

※就学年齢: 満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初め。

～参考～

<国内転学の手続きについて>

手続きや必要書類は基本的には日本人と同じです。日本の市町村教育委員会や学校は、他の市町村教育委員会と連携して転学の手続きを行います。転学する場合は、保護者は必ず事前に学校または市町村教育委員会に、以下の内容を伝えてください。

- ・ 引っ越しをする予定であること
- ・ 転出先の住所
- ・ 現在の学校での最終登校日

保護者からの申し出を受けると、現在の学校では、「在学証明書、教科書給付証明書、転校届」を発行します。それらの書類を転学先の市町村教育委員会や学校に提出します。また、現在の学校の最終登校日までには必ず集金等の支払いを済ませます。

日本の公立小中学校では教科書は無償配布されますが、同一教科書が同年度内に2度配布されることはありません。新しい学校へ現在の学校で使っている教科書を持参し、捨ててはいけません。

<母国へ帰国する場合>

保護者は事前に学校または市町村教育委員会に相談し、帰国後に現地の学校に入学や編入学するための書類(在学証明書・卒業証明書・教育課程証明書・成績証明書など)を用意してもらう必要があります。母国語への翻訳や、外務省および総領事館等での認証も必要で、作成に時間がかかることから、時間に余裕をもって相談をすることが重要です。

外国の学校から日本の公立小中学校へ入学・編入学する際の手続き

ここでは、外国人の子どもを日本の公立の小中学校へ入学・編入学させるときに、保護者が行わなければならないことを紹介します。

なお、以下は一般的な例で、ケースにより必要書類や手続きが異なる場合がありますので、その都度、役所や学校に確認が必要です。

1 役所で手続きをする

保護者は、初めに市区町村の住民登録担当窓口で、転入届を出す。



市町村の教育委員会で、子どもを日本の学校へ入学・編入学させたいという意思を伝える。



教育委員会から「就学通知書」、「転入学通知書」などの書類を受け取る。



指定された学校の名前や場所を確認する。

※既に住民票に登録があり、次の年に小学校へ入学する年齢の子どもの場合は、通常、日本人と同様、保護者あてに「就学案内」が届く(届かない場合は教育委員会に問い合わせる必要がある。。「就学案内」を受け取ったら、その案内に従って就学時健康診断を受ける。

2 学校で手続きをする

保護者は、子どもと一緒に指定された学校へ行き、入学・編入学のための手続きをするとともに、学校と今後の学校生活などについて話し合う。(→P.29)

<学校での手続きに必要な書類>

- ・市区町村役場でもらった「就学通知書」等の書類
- ・母国の学校関係の書類があれば提出(在籍証明書や成績証明書など)
- ・母国の予防接種証明があれば提出



外国人の子どもが公立高校へ入学・編入学する時の手続き

日本の高校へ入学するためには、15歳以上かつ、下記の「高校の入学資格」のいずれかに該当するものとなります。

<高校の入学資格>

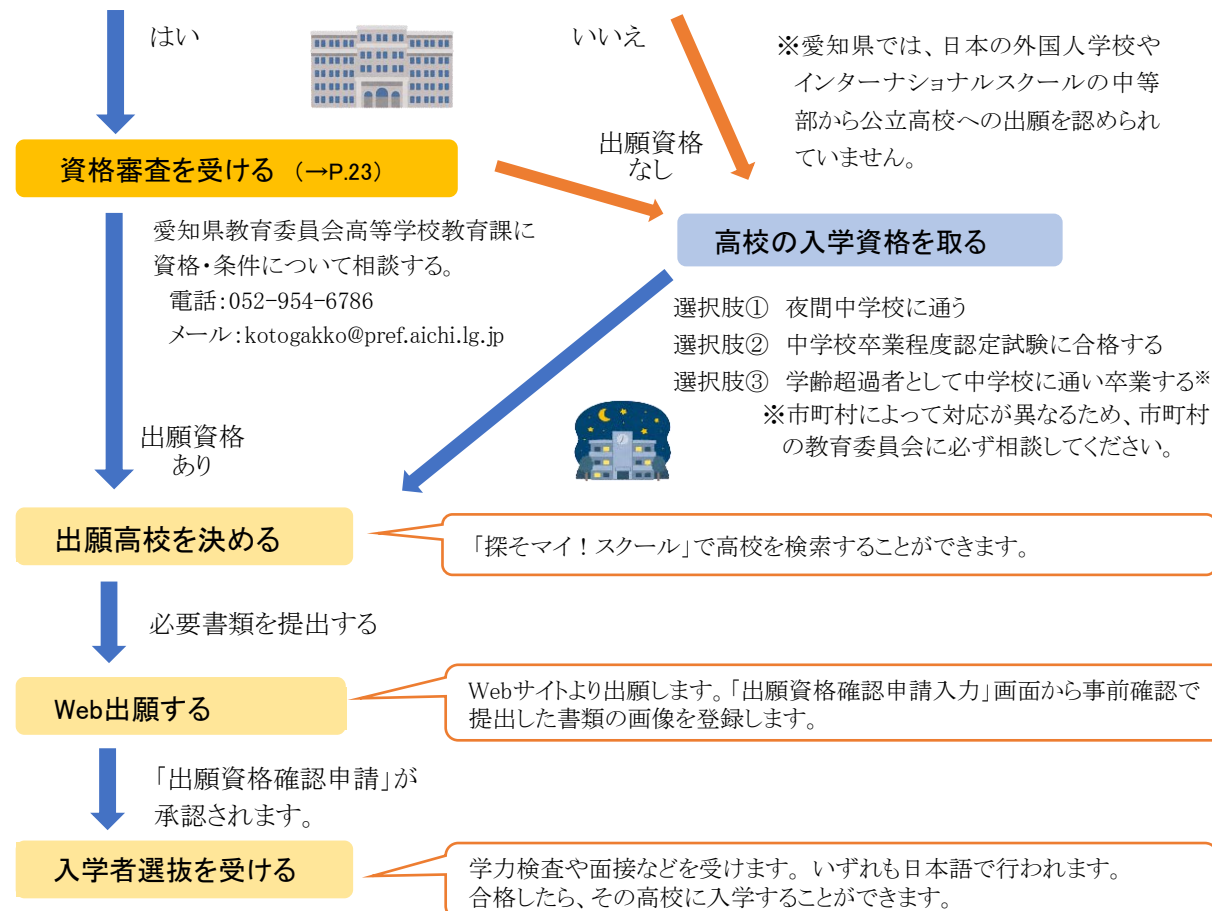
1. 中学校、特別支援学校の中学部等を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者(学校教育法第57条)
2. 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者(学校教育法施行規則第95条第1項)
3. 在外教育施設(中学校と同等であると指定された課程)を修了した者(学校教育法施行規則第95条第2項)
4. 文部科学大臣の指定した者(学校教育法施行規則第95条第3項)
5. 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者(学校教育法施行規則第95条第4項)
6. その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者(学校教育法施行規則第95条第5項)

次に、外国の学校から日本の公立の高校への入学・編入学の手続きについて説明します。

外国の学校から日本の公立高校へ入学（愛知県の場合）

※ 愛知県の県立高校の例を紹介しています。他の都道府県の場合は、各教育委員会へお問合せください。

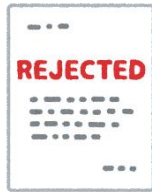
外国で9年の教育課程を修了(見込み)



資格審査を受ける手順（高校を受験することができる）

事前に審査を受ける場合（おすすめ）

審査にかかる日数、入試の日程等を考慮して、早めに書類の審査を受けておくとう安心です。



1 愛知県教育委員会高等学校教育課に高校入学希望の旨を伝え相談

- ・ 電話：052-954-6786
- ・ メール：kotogakko@pref.aichi.lg.jp

2 審査に必要な書類※をメールまたは高等学校教育課に持参

- ・ 9年の課程を修了または修了見込みであることがわかる書類
- ・ 最終学校の成績証明書

3 愛知県教育委員会が出願資格を確認

- ・ Web出願時に事前確認で提出した書類の画像データを登録

Web出願で審査を受ける場合

1 Web出願システムで新規ユーザー登録

2 審査に必要な書類※の画像データを登録

- ・ 9年の課程を修了または修了見込みであることがわかる書類
- ・ 最終学校の成績証明書

3 愛知県教育委員会が出願資格を確認

4 出願資格の確認結果をメールで受信



※ 審査に必要な書類

- ・ 年齢・国籍がわかる書類（在留カード、パスポート、住民票など）
- ・ 9年の課程を修了している（または修了見込みである）ことを証明する書類（「成績証明書」、「卒業証明書」など）

海外の学校から書類を取り寄せる場合には、予想以上に時間がかかることが多いので、早めに準備をすることが大切です。なお、外国語の書類は、可能な限り公的な機関による日本語の翻訳文を作成してください。



外国の学校から日本の公立高校へ編入学する際の手続き(愛知県の場合)

※ 愛知県の県立高校の例を紹介しています。他の都道府県の場合は、各教育委員会へお問合せください。

1 出願資格を確認

愛知県教育委員会高等学校教育課に資格・条件について相談する。

電話: 052-954-6787

メール: kotogakko@pref.aichi.lg.jp



<出願資格>

1. 相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者。
2. 日本の中学校を卒業しているか、又は外国における正規の教育機関の9年目以上の課程を修了していること。
3. 原則として、継続して1年以上海外に在住していたこと。
4. 3の在住期間中、外国における正規の教育機関で学んでいたこと。
5. 来日後1年以内であること。
6. 保護者もしくは保護者に代わる身元引受人とともに愛知県内に在住していること。

<編入学を認める時期>

各学年において、4月1日から翌年1月8日までの期間です。

<編入学考査>

出願する学校で随時実施します。

<出願に要する書類等>

1. 継続して1年以上海外に在住していたことを証明する書類(適宜の書式。保護者の所属長等の証明書又はこれに代わるもので、在住期間を示したもの等。)
2. 海外の学校が発行する成績・単位修得証明書又はそれに準じるもの
3. 本人および保護者が海外に在住したまま出願する場合は、帰国に関する申立書
4. 本人のみ帰国する場合は、保護者に代わる者の身元引受承諾書
5. 高等学校教育課が発行する編入学出願届受理証明書
6. 編入学願

※ 海外の学校から書類を取り寄せる場合には、予想以上に時間がかかることが多いので、早めに準備をすることが大切です。

2 志望校を決める

日本語の学習状況と学力を勘案し、志望校を決める。

志望校に直接相談し、編入学考査の日程等を決める。

3 愛知県教育委員会高等学校教育課で手続きをする

<出願に要する書類等>の1～4を愛知県教育委員会高等学校教育課に提出し、「編入学出願届受理証明書」を受け取る。

4 出願する

<出願に要する書類等>の1～5と愛知県収入証紙、編入学願(様式は出願する学校から受け取る)を志望する学校に提出し、出願する。

5 編入学考査を受検する

編入学考査の科目:各学校が定める。

編入学考査は1度につき1校のみ受検できる。(複数の学校に同時に出願することはできない。)不合格の場合、別の学校に出願することができる。

<参考> 愛知県の公立高校の入学者選抜について

ここでは、愛知県の公立高校の令和7年度入学者の選抜の概要を掲載しています。
最新の情報は愛知県教育委員会高等学校教育課のホームページを確認してください。

<愛知県の公立高校の出願方法>

令和6年度よりすべての選抜でWeb出願で対応しています。出願方法は、愛知県教育委員会高等学校教育課のホームページで確認してください。

<愛知県の公立高校入試一覧> (令和7年度入学者の選抜)

			入学者選抜方法	出願期限	面接・入学検査・学力検査 日程		合格 発表
全 日 制	推薦選抜		・学校長の推薦 ・調査書 ・面接（必須） ・特別検査	1/27-2/3	面接 2/6	特別検査 2/6-2/7	2/10
	特色選抜		・面接（必須） ・作文 ・基礎学力検査 ・プレゼンテーション ・特別検査（実技試験）	1/27-2/3	入学検査・面接 2/6-2/7		2/10
			高校が決め るいずれか 1つ				
	一般選抜	Aグループ	・調査書 ・学力検査 （国語、社会、数学、理科、英語）	2/7-2/17	学力検査 2/26	面接 2/27	3/11
		Bグループ	・面接 ・特別検査（デザイン科など）			面接 2/28	
	外国人生徒等※1 （→P.62）			1/27-2/3	学力検査・面接 2/6		2/10
海外帰国生徒※2 （→P.62）	Aグループ	→P.26 ※3	2/7-2/17	学力検査2/26	面接 2/27	3/11	
	Bグループ				面接 2/28		
定 時 制	－ （→P.63）		・調査書 ・作文 ・面接 ・学校により基礎学力検査 （国語、数学、英語）	1/30-2/6	入学検査・面接 2/13		2/18
通 信 制	前期 （→P.63）		・調査書 ・学力検査は行わない	1/14-1/21	作文・面接またはうちいずれか 1/26		1/29
	後期 （→P.63）		・学校により作文、面接	3/12-3/19	作文・面接またはうちいずれか 3/24		3/25
	フレキシブル ハイスクール （→P.62）		・作文 ・面接 ・基礎学力検査	1/30-2/6	作文・面接、基礎学力検査のう ちいずれか1つか2つまたは全 て 2/13		2/18
		高校が決める					

※1 外国人＝外国人生徒等にかかる入学者選抜

※2 海外＝海外帰国生徒にかかる入学者選抜

※3 外国の学校出身者は、最終学校の成績証明書またはこれに代わるものが、調査書の代わりとなります。

なお、外国人学校などからの入学や、不就学(→P.94)の子どもの場合は、中学校卒業程度認定試験(→P.16,31,93)に合格した上で、文部科学省から認定証明書および調査書の交付を受け、それを提出する必要があります。

外国人生徒等にかかる特別選抜や海外からの帰国生徒、外国人生徒に対する配慮があるものについては、以下のものがあります。

◇ 特別選抜

○ 外国人生徒等にかかる入学者選抜(外国人生徒等選抜)(→P.62,91)

次のいずれにも該当する生徒が対象となります。

- ① 外国籍を有する者または保護者が外国籍を有する者など特別な事情があると認められる者
- ② 小学校第4学年以上の学年に編入学した者、もしくは第3学年以下の学年に編入学した者で特別な事情があると認められる者、または入国後の在日期间が6年以内の者

学力検査は、国語、数学および外国語(英語)の基礎的な内容で、問題の漢字にはルビが付きます。個人面接も行います。

令和7年度の実施校は、愛知県立名古屋南高校(普通科)をはじめ12校です(→P.62)。

この選抜で不合格となった場合は、一般選抜の対象となり、外国人生徒等選抜の学力検査とは別に、学力検査(5教科)を受けることとなります。

○ 海外帰国生徒にかかる入学者選抜(海外帰国生徒選抜)

原則として、継続して2年以上海外に保護者とともに在住していた者で、帰国後2年未満であることなどの要件を満たした者が対象です。調査書等の提出書類の内容と、学力検査(5教科)のうち国語、数学および外国語(英語)の成績、並びに面接等の結果を資料として、合否が判定されます。

この選抜で不合格となった場合は、一般選抜の対象となるため、志願先高校・学科を第1志望として一般選抜にも出願し、学力検査(5教科)を受ける必要があります。

令和7年度の実施校は、愛知県立昭和高校(普通科)をはじめ9校です(→P.62)。

◇ 配慮

○ 外国人生徒等にかかる受検上の配慮(定時制課程)

小学校の第4学年以上の学年に編入学した者もしくは第3学年以下の学年に編入学し、特別な事情があると認められる者または入国後の在日期间が6年以内の者が、基礎学力検査を行う定時制を受検するときに、基礎学力検査問題の漢字にひらがなでルビを振るほか、面接を個人面接にする配慮があります。中学校または高等学校教育課で確認が必要です。

<愛知県の公立高校の入学に関する資料>

愛知県教育委員会高等学校教育課のホームページ

- 「愛知県公立高等学校をめざす皆さんへ」(令和6年版リーフレット)

ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、フィリピン語/タガログ語

- 「保護者に負担をかけずに高校進学をめざすあなたを応援します」

ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、フィリピン語/タガログ語

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000027366.html>

- 過去の入試問題

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000027366.html>

県民相談・情報センター情報コーナー(愛知県自治センター2階)でも閲覧可能